提出先群馬県

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

フリガナ	シャカイフク	シャカイフクシホウジンミトモカイ								
法人名	社会福祉法。	社会福祉法人三友会								
	〒 372−000	6								
法人所在地	群馬県伊勢崎市太田町686番地									
フリガナ	タカハシ マ	サヒロ								
書類作成担当者	高橋 政博									
連絡先	電話番号	0270-23-2277	E-mail	airo-en@sunfield,ne.jp						

2 賃金改善計画について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

(1)加升版の上の只並の日に) ((工作)				_					
令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額									
① 令和6年度の加算の見込額	(a)	53,027,382	円						
i) うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額	(b)	4,508,636	円						
っち、令和7年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の見込額	(c)	2,000,000	円						
② 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算 の見込額(賃金改善が必要な額)(a - c)	(d)	51,027,382	円	←					
③ 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること)	(e)	52,000,000	巴	←					
		·							

令和5年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法					
④ 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算 の見込額(繰越分を除く。)(b-c)	(f)	2,508,636	円・	-	
令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善 ⑤ の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払 われる手当の一律の引上げ)によるもの)	(g)	2,600,000	円←		
	(h)				
	(i)				

【記入上の注意】

- ・ (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに令和6年度改定での加算率の引上げ及び新加算 $I \sim IV \sim$ の移行によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4 から自動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額 (c) を除いた額が、(f) に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- ・ (e)・(g)・(h) には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- ・ (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、(i) の値(g+hの合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

☑ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ← (

【記入上の注意】

- ・「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ・ ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

①賃金改善実	令和	6	年	4	月	~	令和	7	年	3	月(12	か月)			
②賃金改善を行 う給与の種類	☑ 基本給	□ 手当	(新設)	V	手当(既存	の増額	頁)	☑ 賞	与		その他	<u> </u>)	
③具体的な取 組内容	(当該事業所に 就業規則 (賃金改善に 1,定期昇給(基 2,000円 2,その他手当。 1,000円 ※ 1,2 ともに	関する規究 本給) ~ 5,0 として支給 ~ 5,0	☑ 賃: ② (賃: ② (D)	金規程上記の枠			そ	の他	(お分を抜き	出す等	÷するこः	と。)
	※前年度に提											-					
	(上記取組の	1]	6 年	- (3 月	(☑ 実	施済		予定)				
④ベースアップ の実施予定	図 実施する	実施しな 合、やむる い事	得な														
3 介護職」 (1)(参考)) ※令和6年		等要件]	(新加	算Ⅳ	D1/2.		の月	額賃	金章	收善)	【新力	D算 I	~W]				
① 令和6年度	の新加算Ⅳ相	当の見込	額の1/	2				14,	826,5	535 円	←						
	の加算による る額 (① の 」				、月額	賃		10,	000,0	000 円		×					
年度中(令和 (2)月額賃 負	【記入上の注意】 ・ 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替えるなどの必要な対応を行うこと。 (2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算I~Ⅳ】 ※新加算I~Ⅳを算定するまで旧ベア加算又は新加算 V(2)・(4)・(7)・(9)・(13) を算定していなかった事業所のみ																
(3)月額賃金	金改善要件 I	Ⅱ(旧べ	ア加算	質の2	/3以_	Lの	新規	の月	額賃	金改章	善)	【旧个	・ア加拿	[]			
⇒ 令和6±	度から <u>継続して</u> F度も令和5年度 175年度も旧べー きを継続します。 4・5月から <u>新ま</u> 算定する事業所 、基本給等(基本	のベースフ -スアップ等 見に旧べ- ひ旧ベース	ツプ等加 加算を算 -スアップ アップ等力	算の配念 定して 学加り 1算につ	かのため 3り、令 すを算え いて、か	かに行 和6年 定する 入護職	ったもの F度も同 る事業 載員とそ	かと同 様の 所に の他	等以 賃金 ついで の職種		ぎれに	ついて	、賃金で				02

(3)賃金改善を行う賃金項目及び方法

該当

+				: 用要件・賃金体系の整備等) でのすべての基準を満たす。 ← <mark>○</mark>						
1	イ 介護職員の <u>任用</u> における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。									
	イに掲げる職位	立、耳	敞責	又は職務内容等に応じた <u>賃金体系</u> を定めている。						
/\	イ、口について	、就	業	見則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。						
+	ャリアパス要件 ② 次のイとロ		-	・修の実施等) ちの基準を満たす。 ← <mark>○</mark>						
1				等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。						
	イの実現のた			資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること						
	めの具体的な 取組内容 (該当する項	容		・新入職員研修を実施する。(法人理念、倫理規定、就業規則、介護の知識と技術、制度理解 等) ・介護職員のキャリア診断、及び上司との個別面談の定期開催。						
	目にチェック (✔)した上			資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること						
	で、具体的な内容を記載)	V	2	資格取得のために必要な外部研修について研修日を出勤扱いにするとともに、研修費用を法人で負担する。						
	ロ イについて、全ての介護職員に周知している。									

(5)キャリアパス要件Ⅲ 【新加算 I ~Ⅲ、V(1)·(3)·(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件皿(昇給の仕組みの整備等)

77	<u>') / </u> ハス女田	щ	> +	和りは私のの変別寺/						
✓	次のイとロ	の	両フ	方の基準を満たす。 ← <mark>O</mark>						
1	介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。									
	具体的な仕組	>	1	経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。						
	みの内容(該 当するもの全 てにチェック			資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有し て就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。						
	(✔)すること。) ー定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が 明文化されていることを要する。									
	イについて、全	ての)介	護職員に周知している。						

(6)キャリアパス要件IV 【新加算 I·I、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·I】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「〇」の場合、要件を満たしている。

1177 1211 1211 1211 1211 1211		_	210 811 211 211 211 20
旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)~(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
新加算 I・II の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記)
_			
Lo			

(7)キャリアパス要件 V 【新加算 I、V(1)-(2)-(5)-(7)-(10)、旧特定 I】

キャリアパス要件 V (介護福祉士等の配置要件) ⇒以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

			TIME CONTRACTOR OF
旧特定加算 I の要件(4・5月)	⇒	0	(別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降)	⇒	0	(別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)
新加算 I の要件(年度内の区分変更後)	⇒		(別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記)

(8)職場環境等要件

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定<u>する場合</u>】

⇒ 届出に係る計画の期間中に実施する事項について、チェック(✔)すること。複数の取組を行い、「入職促進に向けた取組」、「資 質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性向上 のための業務改善の取組」、「やりがい・働きがいの醸成」の6区分について、それぞれ1つ以上の取組を行うこと。

区分	内容
	☑ 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
入職促進に向	□ 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
けた取組	☑ 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	☑ 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上や	☑ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする 者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
キャリアアップ	□ 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
こ向けた支援	□ エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入
	☑ 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
	☑ 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
両立支援・多 様な働き方の 推進	□ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員 への転換の制度等の整備
	□ 有給休暇が取得しやすい環境の整備
	☑ 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	↑護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
腰痛を含む心	□ 短時间 制務分割 有寺も 支診 可能な健康 診断・ストレスナエックで、使来貝のための体 思至の 設直寺健康官理 対東の美 協
身の健康管理	□ 雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
	☑ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
	☑ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
生産性向上のための業務改	□ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の 業務の提供)等による役割分担の明確化
善の取組	☑ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備
	□ 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
	□ まーナイング 寺による職場内コミューケーションの円滑化による値々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内谷の収益
やりがい・働き	□ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童·生徒や住民との交流の実施
がいの醸成	□ 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	☑ ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

【見える化要件】【新加算 I·Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)、旧特定 I·Ⅱ】

• 美施する店	1別.	万法について、チェック(✔)すること。なお、令和6年度中の見込みでも差し支えない。	O
ホームページ		職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色欄)での選択	L
への掲載	V	職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載	

4 要件を満たすことの確認・証明

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

	確認事項	証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出)	0
V	処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。	就業規則、給与規程、 与明細等	、給
V	令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てます。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分します。	就業規則、給与規程、 与明細等	、給
V	キャリアパス要件 I 〜Ⅲのうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に書面を整備します。	就業規則、給与規程、 質向上のための計画	
V	労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関 する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	_	
V	労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届 確定保険料申告書	
V	本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書	t I

- ※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- ※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

0

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 11 日 法人名 社会福祉法人三友会

代表者 職名 理事長

氏名 羽鳥 守

(確認用) 提出前のチェックリスト

- ・ 以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。
- ※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

	2 賃金改善計画について	
	令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている	
(1)	令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている	0
	令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている	0
(2)	加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している	0
(3)	賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している	0

3 介護職員等処遇改善加算等の要件について				
(1)	月額賃金改善要件Ⅱ	旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること		
(2)	月額賃金改善要件Ⅲ	令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前からの賃金改善の取組の継続を誓約していること	0	
		令和6年4・5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の新規の賃金改善を行う計画になっていること		
		介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になって		
		その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること		
(2)	キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ	キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 II (研修の実施等)の <u>両方</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>及び</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること	0	
(3)		キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること		
(4)	キャリアパス要件Ⅲ	キャリアパス要件Ⅲ(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること	0	
(5)	キャリアパス要件Ⅳ	賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること	0	
(6)	キャリアパス要件Ⅴ	キャリアパス要件 V (介護福祉士の配置等要件)を満たすこと	0	
(7)	職場環境等要件	新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること	0	
		情報公表システム等での見える化要件を満たすこと	0	

	4 要件を満たすことの確認・証明	
Г	- 必要な項目が全て選択されていること	0
	・ 誓約・記名が行われていること	0